公　　告

関税法第２４条第１項の規定に基づき、「外国往来船等と陸地との交通場所」、「貨物の積卸場所」及び「船用品、機用品及び携帯品の積卸場所」として指定している箇所の一部を下記の通り「１　改正前」から「２　改正後」に改めるので、同法施行令第２２条第１項の規定に基づき公告する。

記

１　改正前

大分港

（１）外国往来船等と陸地との間の交通場所

場　所　の　名　称	所　　在　　地	備　　考
ＪＸエネルギー大分シーバース､同３号岸壁、同５号岸壁及び同８号岸壁並びに同１０号岸壁	大分市大字一の洲１番地１	さん橋及び岸壁けい留船と交通する者に限る。

（２）貨物の積卸場所（船用品、機用品及び携帯品を除く。）

場　所　の　名　称	所　　在　　地	備　　考
ＪＸエネルギー大分シーバース､同３号岸壁、同５号岸壁及び同８号岸壁並びに同１０号岸壁	大分市大字一の洲１番地１	ＪＸエネルギー株式会社大分製油所保税蔵置場及び同保税工場に搬出入する貨物に限る。

（３）船用品、機用品及び携帯品の積卸場所

場　所　の　名　称	所　　在　　地	備　　考
ＪＸエネルギー大分シーバース､同３号岸壁、同５号岸壁及び同８号岸壁並びに同１０号岸壁	大分市大字一の洲１番地１	さん橋及び岸壁けい留船に積卸しする携帯品に限る。

２　改正後

大分港

（１）外国往来船等と陸地との間の交通場所

場　所　の　名　称	所　　在　　地	備　　考
ＪＸＴＧエネルギー大分シーバース､同３号岸壁、同５号岸壁、同８号岸壁及び同１０号岸壁	大分市大字一の洲１番地１	さん橋及び岸壁けい留船と交通する者に限る。

（２）貨物の積卸場所（船用品、機用品及び携帯品を除く。）

場　所　の　名　称	所　　在　　地	備　　考
ＪＸＴＧエネルギー大分シーバース､同３号岸壁、同５号岸壁、同８号岸壁及び同１０号岸壁	大分市大字一の洲１番地１	ＪＸＴＧエネルギー株式会社大分製油所保税蔵置場及び同保税工場に搬出入する貨物に限る。

（３）船用品、機用品及び携帯品の積卸場所

場　所　の　名　称	所　　在　　地	備　　考
ＪＸＴＧエネルギー大分シーバース､同３号岸壁、同５号岸壁、同８号岸壁及び同１０号岸壁	大分市大字一の洲１番地１	さん橋及び岸壁けい留船に積卸しする携帯品に限る。

平成３１年４月８日
大分税関支署長　重光　郁